



平成 27 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名	東 洋 ゴ ム 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 清 水 隆 史 (コード：5105 東証第一部)
問 合 せ 先	経 営 企 画 本 部 広 報 企 画 部 長 北 川 治 彦 TEL (06) 6441-8803

当社製防振ゴム問題に関する 社内調査チーム(外部弁護士含む)による調査報告書の開示について

東洋ゴム工業株式会社（本社：大阪市、社長：清水隆史）は、本日開催の取締役会にて、外部弁護士を含む社内調査チームが防振ゴム製品の一部において、納入先に交付している検査成績書への不実記載が行われていたという疑いについて、事実経緯の確認及び原因究明を目的として作成した調査報告書を受領しましたのでお知らせいたします。

以 上

2015年12月25日

調査報告書

東洋ゴム工業株式会社
社内調査チーム

第1 本報告書の内容及び前提

本報告書は、当社の子会社である東洋ゴム化工品株式会社（C I）の明石工場で製造し、販売している防振ゴム製品の一部において、納入先に交付している検査成績書への不実記載が行われていたという疑いについて、事実経緯の確認及び原因究明を目的として、コンプライアンス・リーガルセンター所属メンバー及び外部法律事務所所属弁護士からなる社内調査チームが、下記第2の調査範囲及び方法において行った調査の結果をまとめたものである。

本報告書の記載事項は、社内調査チームが実施した下記第2の調査の範囲において判明した事実及び開示された資料のみに依拠しており、それ以外の重要な事実又は資料が明らかになった場合には、本報告書の内容を変更すべき可能性がある。したがって、本報告書の閲覧又は利用については、本報告書の記載事項以外の重要な事実又は資料がある可能性があることもふまえた上で、自らの責任と判断で行われるべきものであることに留意されたい。

なお、本報告書上の用語の定義については、別紙1を参照されたい。また、本報告書において、個人情報保護等の観点から、人名を記号化する等の措置を講じているが、その際、本報告書作成日現在において当社、C I又は当社の関係会社に所属している者は甲、本報告書作成日現在において退職している者は乙と分類した上、AからZまでのアルファベットを付記している（各人の所属・役職については別紙5のとおり）。

第2 本調査の概要

本件報告後、当社代表取締役社長の指揮のもとに、コンプライアンス・リーガルセンター所属メンバーからなる社内調査チームを組成し、2015年10月19日以降は外部法律事務所所属弁護士の支援も受けて、本調査を実施した。

本調査は、1995年頃から2015年8月までの期間における、当社兵庫事業所（2013年1月以降はC I）の明石工場における防振ゴムの品質保証関係業務を対象とする。社内調査チームは、2015年9月11日から2015年12月18日までの間、別紙

2のとおり、当社及びC Iの従業員・元従業員ら合計33名に対しヒアリングを実施した¹。

社内調査チームは、本件ヒアリングを行うに際し、本件依拠資料を分析した。加えて、別紙4記載の目的及び範囲において、2015年11月18日から2015年11月27日までの間、当社及びC Iの従業員・元従業員ら合計6名のメールに対する調査を実施した。但し、2015年10月14日に当社が国土交通省に対して提出した「当社グループ会社製工業用防振ゴム等の不正の疑いに関わる指示事項（1）に対する追加【補足】報告について」、及び、2015年10月30日に当社が国土交通省及び経済産業省に対して提出した「当社グループ会社製工業用防振ゴム等の不正の疑いに関わる指示事項に対する中間報告について」は、本調査と並行して行われた調査の結果であり、本調査においては、これらの内容を前提としておらず、また、これらの内容を裏付ける調査は実施していない。したがって、本報告、本調査の結果等は、これら並行して行われた調査の内容と統合的に分析・検証される必要がある。

第3 本調査の結果の要旨

- 1 本件ヒアリング対象者のうち一部の者が、検査成績書の作成又はその元になる材料試験において不正行為を行ったことを自認しており、明石工場の品質保証課において不正行為（下記第4、2）が長期にわたり行われていたことが認められる。不正行為が行われた主たる原因としては、①材料試験の実施者・検査成績書の作成者の規範意識の低さ、②業務が多忙であるのに対し人員を含むリソースが不足していたこと、③実現可能な業務工程が設計されておらず、また、社内マニュアル等が作成されておらず、あるべき業務が明確化されていなかったこと、④材料試験の実施者・検査成績書の作成者の行動規範を醸成する社内教育の不足などが挙げられる。
- 2 1に記した不正行為者の上長、及び、課長より上位の管理者²の一部の者について、本件社内調査の端緒となった2015年8月20日の本件報告よりも前に、不正行為が行われたことを認識しながら（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠り）、十

¹ 但し、社内調査チームではヒアリングの設定を試みたが、乙A、乙B、乙L、乙Mについては、ヒアリングを拒否された、複数回架電するも連絡が取れなかった等の事情により、実施できなかった。

² 本報告書において、上長とは組織上のレポートラインにある者をいう。例えば、品質保証課課員の上長は、品質保証課課長、品質保証部部长、C I社長、当社ダイバーテック事業本部長である。これに対し、管理者とは、品質保証課を管掌するか否かによらず、課長以上の職位にある者であるが、上長、すなわち、組織上のレポートラインにはない者をいう。例えば、品質保証課課員にとって、品質保証部部长は上長であり管理者ではなく、他方、製造部部长は管理者であり上長ではない。組織においては、重要な事項が生じた場合、原則として、レポートラインに沿って報告があがり、レポートライン上にある者が必要に応じて他の管理者を関与させていくことを念頭に、本報告書では、両者を区別するために、上長と管理者の用語を使い分けている。

分な職責を全うしていなかった可能性が認められる³。かかる上長及び管理者による管理不足の主たる原因としては、①職務上の上長ないし管理者としての責任感の低さ、②組織としての管理体制に不備があったこと、③上長ないし管理者による部下ないし同僚とのコミュニケーション不足、④上長ないし管理者の技術や業務フローに対する知識不足などが挙げられる。

第4 本調査によって認められた事実

1 検査成績書の一般的な作成手順

検査成績書は、防振ゴムを納入先に納品する際に、製品に添付する書類である。その記載内容は納入先によって異なり、そもそも製品に添付することを求めない納入先もある。検査成績書の一般的な記載内容は、契約又は注文番号、品名、図番、個数に加え、寸法やばね定数などの製品検査結果及び伸びや圧縮永久ひずみなどの材料試験結果である。このうち製品検査は製造部⁴によって行われ、材料試験は品質保証課によって行われる。

検査成績書の作成手順は、時期、担当者等によって異なっていた。しかし、一般的な記載及び作成手順は以下のとおりである。作成者は、契約又は注文番号、品名、図番、個数などを記載し、パソコンの共有フォルダにデータの形で保存されている⁵製造部が行う製品検査結果及び品質保証課が行う材料試験結果を確認し、その数値等を検査成績書に記入する。また、実際には、直接各課に問い合わせを行い口頭でやり取りをすることもあった。

作成者は、検査成績書を起案した後、審査者、承認者にそれぞれ見せて、必要に応じて説明を行い、両者の印をもらい、検査成績書を完成させ、納入する製品に添付する。しかし、両者に説明を行う際、検査データのエビデンスを添付する運用になっていたかどうか、いつからその運用が開始されたかについては、本件ヒアリング対象者によって供述内容が異なった。また、審査者、承認者による検査成績書のレビューの深度は、審査者・承認者の知識、経験、時期等により異なっていた。

検査成績書作成の役割分担、すなわち誰がどの製品の検査成績書の作成を担当し、審査し承認するかについては、各時期において概ねある程度の共通理解が形成されていたが、厳密な役割分担ではなく、業務量や出退勤の状況等に応じて、通常は他の者が担当してい

³ とりわけ上長及び管理者の責任については、供述間の食い違いが多く、事実及び責任の認定に一定の限界があった。また、調査期間の制約上、とりわけメールに関する調査結果をすべての本件ヒアリング対象者に問い、事実関係を確かめることまではできなかった。

⁴ 「製造部」という呼称は、本調査対象時期を通じて用いられていたわけではなく、過去には「生産部」などと呼ばれたこともあったが、本調査時に近い時期にかかる呼称が用いられていたため、分かりやすさの観点から本報告書を通じて「製造部」という呼称を用いている。

⁵ ただし、すべての製品検査結果が共有フォルダにデータ保存されてはならず、特に古い時期については紙ベースでデータのやり取りがなされていたようである。

る製品の検査成績書を作成することもあった。ある時期においては事務作業を主たる業務とする者（派遣労働者やパートタイマーを含む。）が作成者となり、別の時期においては、材料試験の実施者が作成者を兼務することもあった。また、事務作業を主たる業務とする者が作成者となり、材料試験の実施者が審査者を兼務することもあった。さらに、ある製品の作成者が別の製品の審査者となり、その逆も行うことにより、互いの業務を補助し合うこともあった。品質保証課の課長（作成者の直接の上長）が承認者となることが通常であり、課長が不在の場合にはその上長である部長が承認者となることもあった。

船舶向けの防振ゴムの検査成績書の作成手順は、船舶安全法に基づき神戸運輸監理部による立会検査を経る必要である点で特殊である。立会検査の対象は、当初、製品検査と材料試験の両方であったが、ある時点⁶から材料試験については、直接的に立会検査を受ける必要はなくなり、事前に当社（2013年1月以降はC I）で実施した結果を神戸運輸監理部に成績書にて確認を受ける検査方式に変更された。

材料試験の手法や項目が、納入先により異なることは上記のとおりであるが、とりわけ、材料試験が、マンスリー検査で足るのか、検査成績書を添付する製品と同じロットに対してロットごとに行うことが契約上、技術上、社内マニュアル上必要か否かについては判然とせず、担当者によって認識や考え方も異なっていた。

2 不正行為の具体的内容

以下の行為が、本件ヒアリングにおいて顕出された不正行為である^{7 8}。

⁶ この時期はヒアリングによっては確定できなかったが、かかる運用変更後、材料試験について立会検査がなくなったため、第4、2で述べる不正行為が介在する余地が拡大したと考えられる。

⁷ 2015年10月30日に当社が国土交通省及び経済産業省に対して提出した「当社グループ会社製工業用防振ゴム等の不正の疑いに関わる指示事項に対する中間報告について」においては、問題行為の内容を、「①過去測定値を転記或いは近い数字記載」、「②社内技術標準に無い計算式で記載」、「③規格外れ数字を合格値へ改竄」、「④抜取検査数が、規定値より少ない。」との4分類に分けて表示している。このうち、問題行為①については、本調査における②本件過去データ転用行為、③本件過去データ転用後修正行為に相当し、問題行為②については⑤本件ブレンドゴム計算式使用行為に相当し、問題行為③については、①本件データ改ざん行為及び④本件規格外時過去データ転用行為に相当すると考えられる。これに対し、問題行為④については、本調査においては納入先との契約を確認して当該契約ごとに違反の有無を確認したわけではなく、かつ、かかる行為を不正行為として認定すべき程度に、本件ヒアリングで積極的に述べた者もなかったため、本報告書では不正行為の類型として整理していない。

⁸ 材料試験のうち老化試験（サンプルに一定の負荷をかけ、性能の変化等を見る試験）において、老化前の「常態」と呼ばれるデータについては精練係のデータを用い、「変化率」という「常態」と老化後の数値の変化を示す割合について過去のデータを転用し、老化後の数値を逆算して検査成績書に記入するという類型が本件過去データ転用行為に含まれることは後述のとおりである。この点、精練係が行った材料試験の結果を検査成績書に記載

不正行為の種類	不正行為の内容
① 本件データ改ざん行為	材料試験の結果の数値を改ざんし検査成績書に記載する行為 ⁹
② 本件過去データ転用行為	実際には材料試験を行っていないにもかかわらず、検査成績書を作成するために、過去の材料試験の結果を転用して検査成績書に記載する行為（ただし、脚注11、12で詳述するとおり、一定の過去のデータを検査成績書に用いることが、納入先との契約上も技術上も問題がない場合を除く。） ^{10 11 12}

する行為自体が単独で行われる場合もあり、かかる行為を含め精練係が行った材料試験の結果を検査成績書に記載する行為は、社内で想定されている材料試験の実施主体とは異なる主体が実施していたという点で社内管理上の問題があることは払拭できない。しかし、別途の部署である精練係が行う同内容の材料試験の結果を用いること自体は、当該試験が適正に行われている限り、対外的には問題がない、すなわち納入先との契約に抵触せず、技術上も問題がない可能性があるため、本調査においては、かかる行為を不正行為とは整理していない。

⁹ 後述するとおり、本件データ改ざん行為を行ったと本件調査で確認できたのは甲Qのみであり、その行為態様は、材料試験の結果、規格外の数値が出た場合に、当該数値を規格内の数値に改ざんし検査成績書に記入するというものであった。

¹⁰ 材料試験のデータが蓄積される共有フォルダ内のエクセル等のデータに記載された過去のデータが転用される場合、過去の検査成績書の数値が転用される場合、材料試験のうち老化試験について、老化前の「常態」と呼ばれるデータについては精練係のデータを用い、「変化率」という「常態」と老化後の数値の変化を示す割合について過去のデータを転用し、老化後の数値を逆算して検査成績書に記入するという場合など、複数のバリエーションが本件ヒアリングにおいて確認された。

¹¹ 複数の本件ヒアリング対象者が、本来使う材料試験の結果データがない場合又は本来データを取得するための材料試験の実施が困難な場合に過去の材料試験結果を使用したと述べており、かかる試験結果の検査成績書への使用が技術上又は納入先との契約上不適切であり、それを認識していたことが窺える。他方、第4、1で述べたとおり、いかなる内容の材料試験の結果を検査成績書に用いなければならないかについて明確に定めた社内マニュアルは確認できず、また、検査成績書に記載すべき情報が納入先によって様々であることに鑑みると、一定の過去のデータを検査成績書に用いることが納入先との契約上、または技術上許容される場合があり得る。本調査において納入先との契約内容や技術上の要請等への抵触を一つ一つ確認したわけではないため、本報告書は本件過去データ転用行為を不正行為の類型とは扱うが、検査成績書に過去のデータを用いた場合のすべてを漏れなく一律に不正行為であるとするものではない。

¹² 本件ヒアリングにおいては、マンスリー検査の結果など、検査成績書が添付される製品のロットそのものの材料試験以外の試験結果を検査成績書に記載する行為も確認され、上述のとおり一部の本件ヒアリング対象者はかかる行為が不適切である旨を述べた。しかし、かかる行為は、例えば、あるロットに用いられている配合のゴムが、ある月における初回出荷に当たるような場合、マンスリー検査が当該ロット自体に対して行われ、その結果マンスリー検査の結果が当該ロットそのものの試験結果と等しくなる場合もあるし、製品によっては、ロット（「ロット」のとらえ方自体も本件ヒアリング対象者によってばらつきがあった）ごとの材料試験結果を検査成績書の作成に用いる技術上の必要性も、納入先との

③ 本件過去データ転用後修正行為	過去の材料試験の結果を転用したことを目立たなくするため等の目的で、過去の材料試験の結果を若干変更した数値を検査成績書に記載する行為
④ 本件規格外時過去データ転用行為	材料試験の結果、納入先と合意した規格値を満たさない結果が出たにもかかわらず、その結果を検査成績書に用いず、過去の材料試験の結果を検査成績書に記載する行為 ¹³
⑤ 本件ブレンドゴム計算式使用行為	複数の配合のゴムを用いて製造するブレンドゴムについてそれ自体の材料試験を行っていないにもかかわらず、ブレンドの元となる親ゴムの各材料試験の結果を一定の計算式に代入することによって算出された数値を検査成績書に記載する行為 ¹⁴

3 本件ヒアリングに基づく事実経緯

(1) 1995年以前

防振ゴムの製造は、1995年末頃までは埼玉工場で行われていた。

埼玉工場で検査成績書がどのように作成されていたか、不正行為が行われていたかを確認するために、当時、埼玉工場に勤務していた乙Cにヒアリングを実施した。この結果、埼玉工場の時代から、検査成績書の作成過程の中で、不正行為として本件過去データ転用

契約上の必要性もない可能性がある。以上からすると、このようにロットそのものの試験結果以外の試験結果を検査成績書に用いる行為には、ロットそのものについての材料試験ではなくマンスリー検査の結果など、当該時点からみると過去の時点の試験を用いているため、本件過去データ転用行為として捉えるべき不正行為が含まれる。他方で、本調査において納入先との契約内容や技術上の要請等への抵触を一つ一つ確認したわけではないため、本報告書はこのようにロットそのものの試験結果以外の試験結果を検査成績書に用いる行為を不正行為の類型と扱うが、かかる行為のすべてを漏れなく一律に不正行為であるとするものではない。

¹³ 本行為は、材料試験の結果を改ざんしたという不正行為の①の一類型（本件データ改ざん行為）ともいえるが、過去の材料試験の結果を用いているという点において、行為態様が異なるため別の扱いとした。また、本行為は、過去のデータを転用したという不正行為②（本件過去データ転用行為）のバリエーションの1つとも評価し得るが、一旦規格外の試験結果が出ているにもかかわらず、それを納入先に伝えず、あえて過去のデータを転用している点において、他の行為よりも悪質であるため、別の扱いとした。

¹⁴ 実際には材料試験を行っていないにもかかわらず、計算式の結果を試験結果として記載する行為であるため、不正行為と評価するのが相当と判断したが、本件ヒアリング対象者の一部の者は計算式による算出を特段不正行為とは認識しておらず、供述者により程度の差こそあれ、それなりに正確な数値が出るとの供述も複数あったことを付記しておく。

行為が行われていた可能性があることが確認できた¹⁵。しかし、時期が古いことやこの供述を裏付ける他の者の供述が確認できなかったことなどから、その具体的内容や実行者までの特定には至らなかった。

(2) 1995年末頃から2008年頃まで

1995年末頃、防振ゴムの製造拠点が、埼玉工場から明石工場（当時C Iは設立されておらず、明石工場は当社兵庫事業所の管掌とされていた）に移った。

① 検査成績書作成及び材料試験実施者の状況について

防振ゴムの製造拠点が移管されたことに伴い、かかる業務に携わる人員の一部も埼玉工場から明石工場に移った。埼玉工場から移った乙N、元から明石工場に勤務していた甲A、ほか数名の従業員が、主として検査成績書作成及び材料試験実施に関わった。

甲Aは、元々明石工場に勤務していたが、上記のとおり、防振ゴムの製造拠点が同工場に移転したことに伴い、防振ゴムの材料試験に関与し始めた。甲Aの供述によれば、同人はこの当時はゴムの材料試験を実施することが主な業務であり、2008年頃までは検査成績書の作成者や審査者としての業務はあまりしていなかったようである。この頃、材料試験は5名前後の体制で実施されており、マンスリー検査についても概ね実施されていたようである¹⁶。

甲Aによれば、この間、甲A自身は、材料試験実施のみに携わっており、検査成績書作成には携わっていなかったが、明石工場においては、ブレンドゴムに関して、実際に測定した結果ではなく、計算によって算出した数値を用いること（本件ブレンドゴム計算行為）はあったが、本件過去データ転用行為等の不正行為は行われていないと考えられるということであった。

また、甲Aは、検査成績書の作成に際してロット以外の検査結果が使用されていたことについて（脚注12参照）、本来はマンスリー検査ではなく、ロットごとに検査してその結果を記載すべきではないかと感じたことがあったが、品質保証課において、長年、検査成績書の材料試験の結果を記載する欄にマンスリー検査の数字を記載していたことから、マ

¹⁵ 乙Cは、2015年11月2日のヒアリングにおいて、大要、検査成績書に記載するデータについて、マンスリー検査の結果を載せる場合があった旨、乙Cが、埼玉工場に勤務していた頃から、検査成績書に過去のデータを利用することはあった旨、ただしこれはやむを得ない場合のみで例外的な場合と認識している旨を述べた。

¹⁶ 乙Aは、1990年代後半から2015年に至るまで明石工場の品質保証課に勤務しており、この間の品質保証課の状況、不正行為等の有無・内容を調査するうえで、ヒアリングが必要な者であったため、ヒアリングの設定を試みたが、すでに退職者であることに加え、社内調査チームからのヒアリング要請を拒否したため、ヒアリングを実施することはできなかった。

ンスリー検査の結果を用いることが不正行為であるとの認識はなく、当時の同僚も同じ認識であったはずであることを供述した。

② 管理者の状況について

この期間においては、乙K、乙Dらが品質保証課課長¹⁷であった。上記のとおり、検査成績書作成及び材料試験実施者においてもかかる期間において不正行為を行っていたと明確に認識していたとまでは認められないものの、その上で、上長ないし管理者において、不正行為を認識していたか否かについては、本調査では明らかとはならなかった。

(3) 2008年頃から2013年6月頃まで

2008年以降、当社明石工場で人員削減が行われ、品質保証課の課員数も大幅に減少した¹⁸。

① 検査成績書作成及び材料試験実施者の状況について

上記人員削減のころから、甲Aによる材料試験に遅れが生じ始めたと考えられる。甲Aによれば、材料試験を担当する者が部署内で4名から5名いたところ、人員削減に伴い、甲A1名で担当することとなり、また、2009年頃からは、甲Aが検査成績書の作成業務にも主に審査者として携わるようになった。このような体制は2013年6月に甲Aが品質保証課を離れるまで基本的に変わらなかった。

2008年頃から2012年末頃まで、防振ゴムの検査成績書作成を主に行っていたのは甲Bであり、甲Aは、甲Bが作成する検査成績書の審査者となるが多かった。このころから甲Aは、材料試験の遅れをカバーするために、本件過去データ転用行為¹⁹、本件過去データ転用後修正行為、本件規格外時過去データ転用行為、本件ブレンドゴム計算式使用行為等を行うようになった。例えば、甲Bが検査成績書作成に際し、材料試験のデータ

¹⁷ 本報告書における肩書は全て記載事実当時のものである。

¹⁸ 2006年1月時17名、2007年1月時16名、2008年1月時15名、2009年1月時11名、2010年1月時9名、2011年1月時8名、2012年1月時6名、2013年1月時8名、2014年1月時12名、2015年1月時11名。ただし、この間、品質保証課に影響する組織変更が複数回あり、それぞれの時期における課員数がまったく同じ前提で算定されているわけではない。

¹⁹ ただし、上記のとおり、乙Cは、2015年11月2日のヒアリングにおいて、1995年より前に防振ゴムが埼玉工場で製造されていた時から、本件過去データ転用行為があった旨を供述しており、かかる供述と2008年頃に同行為を始めたという甲Aの供述の関係は、当時の品質保証課の課員数名にヒアリングしたものの、解明するには至らなかった。

が共有フォルダに見当たらない場合、甲Bが甲Aに催促を行うが、そのような場合に、甲Aは材料試験を行っていないにもかかわらず、共有フォルダ内の表にあたかも材料試験を行ったかのように、過去のデータそのものやその数値を若干変化させたデータを共有フォルダ内のデータに加えたことなどがあった。甲Bは、かかるデータを検査成績書作成に用いていたが、かかるデータが過去のデータの転用等の不正行為が介在したものであることは知らなかったと供述している。

甲Aは、2012年頃からやむを得ない事情により会社を休みがちになり、2013年6月をもって、品質保証課を離れた。この間、材料試験はさらに遅れることになり、上記不正行為の頻度は増していったと考えられる。

甲Aは、上記不正行為を行った動機として、品質保証課の人員数に比して、業務が過多であったこと、検査成績書依頼から完成すべき時点までの期間が短く対応しきれなかったこと、完成すべき時点を遅らせることは営業部門・生産管理部門からのプレッシャーにより困難であったこと等を挙げ、逆に勤務時間を必要以上に短くしたいなどの怠慢が理由ではないと供述した。

② 管理者の状況について

甲Aは、2008年頃から業務が非常に多忙となったため、材料試験が遅延していること、そのため検査成績書の作成業務に支障が生じていることなどを2009年から上長であった品質保証課課長の甲Cに報告、相談し、甲Cからは材料試験が遅延しているのであれば数か月前のデータであれば使用して良い旨の承認を得たと供述した。甲Cはこれを否定する供述を行ったが、甲Aの供述と甲Cの供述の信用性の比較によれば、甲Cがかかる相談を受けていた可能性はあり、甲Cは、不正行為が行われたことを認識しながら（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠り）、十分な職責を全うしていなかった可能性が認められる。

また、甲Aは、マンスリー検査が滞っていること、本件ブレンドゴム計算式使用行為を行っていたこと、品質保証課の人手が足りないことなどを、甲Cの後任として2011年に品質保証課課長となった甲Dに相談した旨を供述している。これらと、甲Dは自身でも技術的知識が不足していたと自認していることなどからすると、甲D自身はこの当時不正行為を認識していなかったと供述しているものの、甲Aの供述と甲Dの供述の信用性の比較によれば、甲Dがかかる相談を受けていた可能性はあり、甲Dにおいて、不正行為が行われたことを認識しながら（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠り）、十分な職責を全うしていなかった可能性が認められる。

(4) 2013年6月頃から2014年1月頃まで

2013年1月をもって、防振ゴムを含む化学工業製品の技術開発、製造、販売、サービス、管理までを集約した東洋ゴム化工品株式会社（C I）が発足した。当社兵庫事業所品質保証部がC Iに移管したが、防振ゴムの製造拠点は明石工場のまま変わらず、品質保証課の課員の勤務地も明石工場のままであった。

① 検査成績書作成及び材料試験実施者の状況について

甲Eが、2013年6月以降、甲Aの後任として品質保証課の課員となり、顧客対応を主業務としながら、材料試験の実施と検査成績書の作成の両方も担当するようになった。甲Eと甲Aが品質保証課に在籍した期間は1か月前後重なっており、その間、甲Eは甲Aからこれらの業務の引継ぎを受けた。

甲Eは、品質保証課に来た後、しばらくして、一部の配合のゴムについて、材料試験が大きく遅延していること、それゆえ甲Aが何らかの形で過去の材料試験の結果を転用していたであろうことに気が付いたと述べている。もっとも、甲Eは、自身もすべての材料試験を実施できていなかったことは認めており、2013年6月から9月の間、検査成績書の作成と材料試験の実施を担当した甲Eの下でも、本件過去データ転用行為、本件過去データ転用後修正行為、本件ブレンドゴム計算式使用行為という不正行為が行われた。なお、これらの方法の一部については前任者の甲Aから聞いたようである。

その後、2013年9月、甲Eが他部署に異動し、その後任として甲Fが品質保証課の課員となった。甲Fも、甲E同様、材料試験の実施と検査成績書の作成を担当した。甲Fは、2013年9月以降（2013年12月以降の期間も含め）、本件過去データ転用行為、本件過去データ転用後修正行為、本件ブレンドゴム計算式使用行為という不正行為を行った。これらの方法の一部については前任者の甲Eから聞いたようである。また、甲Fは、本件過去データ転用行為の一類型として船舶安全法に基づく予備検査に際して神戸運輸監理部に提出する材料試験成績書の作成時にも、過去の材料試験の結果を用いていたようである。

また、2013年12月には、上記のとおり、2013年9月に品質保証課から他部署に異動した甲Eが、他部署に所属しながら材料試験業務の応援要員として品質保証課に加わり、材料試験を主として担うことになった。

甲Eは、上記不正行為を行った動機として、品質保証課の人員数に比して、業務が過多であり、かつ、自身は別の業務も抱えていたこと、検査成績書依頼から完成すべき時点までの期間が短く対応しきれなかったこと、完成すべき時点を遅らせることは営業部門・製造部門からのプレッシャーにより困難であったこと、検査成績書依頼時にはすでに材料試験の対象とすべきゴムのサンプルが存在しないことがあったこと、逆に勤務時間を必要以上に短くしたいなどの怠慢が理由ではないと供述した。甲Fも同様に、上記不正行為を行った動機として、業務過多、製造部門からのプレッシャーがあったなどと供述した。

② 管理者の状況について

別紙4のメール、本件依拠資料、乙F、甲G、乙E、甲C、甲D、甲Jらの供述を総合すると、品質保証課課員のライン上の上長及び課長以上の管理者において、遅くとも2013年12月頃から2014年1月頃までの間に、品質保証課において材料試験結果が欠損しており、検査成績書の作成にあたって過去の材料試験の結果が転用されていたという事実を認識していた（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠った）こと、あるいはその可能性があることが認められる²⁰。

(ア) まず、CI品質技術部担当課長の甲Cが、2013年12月24日に、送信したメール2通の資料内に、製品ごとの材料試験に関する「問題点」として「過去のデータから推測」、「2009年5月までは1回/月で対応 以後過去データから推測推測(ママ)」、「2009年7月までは1回/月で対応 以後過去データから推測推測(ママ)」などの記述が多数あることからすると、少なくとも、当該メールの送受信者であるCI社長の甲G、CI品質技術部部長の乙E、CI営業本部長の甲M、CI技術・生産本部長兼当社兵庫事業所所長の甲P、CI開発技術部部長の甲K、CI製造部長代理の甲L²¹、当社技術統括センターテック品質保証部部長の甲J、及び、CI品質技術部担当課長の甲Cにおいて、検査成績書の作成にあたって過去の材料試験の結果が転用されていたことを認識していた（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠った）と考えるのが合理的である²²。

(イ) その後、乙E及び甲Jの供述等によれば、少なくとも当社ダイバーテック事業本部

²⁰ なお、甲Gが甲Jに対して、2013年12月29日に送信した、過去の材料試験結果が転用されていることが発覚した経緯を報告しているメールによれば、2013年11月25日の時点で、当社ダイバーテック事業本部長の乙Fと甲Gに対して乙E及び甲Cから防振ゴムに関する何らかの報告がなされている。当該報告以後、甲Gから乙Eに対し、更なる調査を指示し、2013年12月3日には、当時の営業本部長であった甲Mを交え会議が行われ、以後、週単位での状況報告を行うこととなった。さらに、その後2013年12月11日には、甲Gが甲P及び甲Lに対し、重要問題として早期調査を指示し、当社技術統括センターテック品質保証部部長の甲Jを含めた会議を同月20日に開催している。これらの記載からすると、かかる経緯において、2013年11月下旬から12月上旬の段階で、過去の材料試験の結果が転用されているという事実が共有されていた可能性もある。

²¹ 甲Lは、2013年12月24日10時52分に送信されたメール本文で名前が挙がっているものの、宛先やCCには甲Lのアドレスは含まれず、同日11時18分に送信されたメールのみを受信した可能性がある。

²² 2013年12月9日には、乙Eが、甲Gに対して、「老化試験と圧縮永久歪につきましては、物件毎に測定することになっていますが、過去のデータから推測した数値を記入していたようです」という内容のメールを送付しており、甲G及び乙Eが、検査成績書の作成にあたって過去の材料試験の結果が転用されていたことを認識していたことを基礎付ける。

長の乙F、甲G、甲P、甲M、乙E、甲Jが、この問題について、2013年12月26日に会議を行い、検査成績書の作成にあたって過去の材料試験の結果が転用されていたという事実を共有した可能性があること、同日の午後に、少なくとも乙F、甲G及び甲Pが、当社CSR統括センター長の甲Hに対し、かかる事実を報告した可能性があることからすれば、乙F及び甲Hにおいても、検査成績書の作成にあたって過去の材料試験の結果が転用されていたことを認識していた（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠った）可能性があると考えるのが合理的である²³。

(ウ) さらに、甲Jは、2013年12月26日の午後、甲Jの上長である当社技術統括センター長の甲Nに対して、検査成績書の作成にあたって過去の材料試験の結果が転用されていたことを報告したと供述しており²⁴、甲Nはかかる報告を受けた記憶はないと供述しているものの、甲Nもかかる情報を認識していた（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠った）可能性があると考えられる。

(エ) また、品質保証課課長であった甲Dも、時期は不明であるが、過去データの転用行為について、乙Eから、過去のデータを持ってきたのではないかという推測の話を聞いたことがあると供述しており、かかる情報を認識していた（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠った）可能性があると考えられる。

(オ) 加えて、2014年1月15日、甲Eが、乙Eの後任として2014年1月1日付でCI品質技術部長に就任した甲Iらに対し、送付したメールの添付資料として、上記甲Cが送付した資料と同様、製品ごとの材料試験に関する「問題点」として「過去のデータから推測」、「2009年7月までは1回/月で対応 以後過去データから推測推測（ママ）」などの記述が多数ある資料が送信されており、甲I自身は否定するものの、遅くともこの時点において、甲Iは、検査成績書の作成にあたって過去の材料試験の結果が転用されていたことを認識していた（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠った）可能性があると考えるのが合理的である。

(カ) さらに、2014年1月30日、乙Eが、甲Gの後任として2014年1月1日付でCI社長に就任した乙Gらに対して、材料試験が行われていなかった防振ゴムについて材料試験を実施したところ、過去の材料試験のデータとの間で有意な差異がなく、かつ、材料試験が行われていなかった期間において防振ゴムの製造工程に変更点がないことから、材料試験を行わずに納入した製品について、問題がないとの報告を行っ

²³ 甲Hはかかる報告を受けた記憶はないとするが、甲Hへ何らかの報告が行われたことは、甲Gが、甲Jに対して、2013年12月29日に送信したメールから認められることに加え、他の者の供述を総合して考えると、甲Hについても、遅くとも2013年12月26日の段階で、防振ゴムの検査成績書の作成にあたり過去の材料試験の結果が転用されていることを認識していた（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠っていた）可能性があると考えられるのが合理的である。

²⁴ 甲Jは、2013年12月29日、甲Gに対して、甲Nへ概略を報告した事実及び甲Nのコメントを伝えており、甲Jの供述を裏付ける。

ており、かかる報告の前提となる情報共有が乙Eらによって行われていたと考えるのが合理的であること、及び、乙Eの供述などからすれば、乙Gはこれらの点については記憶にないと供述するものの、乙Gにおいても、遅くとも2014年1月30日には、検査成績書の作成にあたって過去の材料試験の結果が転用されていたことを認識していた（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠った）可能性があると認められる。

以上のとおり、遅くとも2013年12月頃から2014年1月頃までの間に（甲Dについては時期不明）、品質保証課課員のライン上の上長である、乙F、甲G及び後任の乙G、乙E及び後任の甲I、甲D及び課長以上の管理者である甲H、甲M、甲P、甲K、甲L、甲C、甲N、甲Jが、検査成績書の作成にあたって過去の材料試験の結果が転用されていたことを認識していた（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠った）可能性があると認められる。

しかるに、検査成績書の作成にあたって過去の材料試験の結果が転用されていたことを踏まえ、材料試験の遅れを未来に向けて改善するための協議や方策の実行は別紙4のメールなどにおいて一定程度確認されたものの、不実の記載がなされている検査成績書が数年にわたって納入先に提出されてきたことについて、事実関係の調査、原因究明及び当該調査に基づく再発防止策の検討等が行われていたことを窺わせる証跡は確認されておらず、また、当該問題について広く納入先に説明したり公表したりするという何らかの対応策を講じ、かつ、現に実施したという明確な証跡は本調査においては確認されなかった²⁵。この点、一部の者はこのように過去に不実のデータが記載された検査成績書が納入先に提出されてきた問題について、当時対応しなかったことが不行き届きであったことを認める供述をしている。加えて、材料試験の遅れを未来に向けて改善する協議や方策にしてみても、2013年9月に品質保証課から他部署に異動した甲Eを、2013年12月に材料試験業務の応援要員として加えるなど一定の是正の兆しは確認されるものの、2014年10月に甲Oが品質保証課に検査要員として加わるまで材料試験の遅れが抜本的に改善はしなかったようである。

以上からすると、少なくとも、品質保証課課員のライン上の上長であった、乙F、甲G及び後任の乙G、乙E及び後任の甲I、甲D、及び、課長以上の管理者であった甲H、甲M、甲P、甲K、甲L、甲C、甲N、甲Jについては、職位、職務管掌範囲、認識の程度、上記問題への関与の程度などによって責任の軽重は異なるものの、これらの者は、材料試験結果が欠損し過去の材料試験の結果が検査成績書に転用されていたという不正行為が行われたことを認識しながら（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠り）、十分

²⁵ 結果として、当社がかかる問題を含む本件疑いを公表したのは、1年半以上後の2015年10月14日であった。

な職責を全うしていなかった可能性が認められる²⁶ ²⁷。

(5) 2014年1月頃から2015年7月頃まで

① 検査成績書作成及び材料試験実施者の状況について

2013年12月頃、甲Qが、防振ゴムの検査成績書の作成業務に携わるようになった。甲Qは、すでに他の部署に異動していた甲Bから1か月程度引継ぎを受けた。しかし、甲Bからの引継ぎを不十分と認識しており、当該業務についての多くを自ら考えながら行ったと供述した。甲Qが参加した後も、他部署の甲Eのみが主として材料試験を実施しているという状況に変わりはなく、材料試験は遅延しがちであった。2013年9月に品質保証課に加わった甲Fが一定の不正行為を行い、2013年12月以後も継続していたことは上記(4)のとおりである。また、甲Qは、この間、検査成績書を作成する際に、材料試験結果が得られない場合、本件データ改ざん行為²⁸、本件過去データ転用行為、本件過去データ転用後修正行為、本件規格外時過去データ転用行為、本件ブレンドゴム計算式使用行為という不正行為を行った。甲Qは、これらの行為について、自ら考えたものや、検査成績書の審査者である甲Fとの相談を通じて行われたものであり、甲Bから引継ぎを受けたものではないと供述し、また、甲Bもこれらの行為の存在を知らず、したがって甲Qに引き継いだ事実はないと供述している。したがって、これらの行為については甲Q自身が考え出したもの及び甲Fとの相談を通じて行われたものの両方が含まれると考えられ、他

²⁶ 検査成績書の作成に用いられる材料試験が行えていなかった事実については、多くの上長及び管理者が認識していたと供述している。この点、特定の製品の出荷に際して検査成績書が添付され、材料試験が行われていなかったことを知っていた以上、過去の検査成績書について何らかの不実の記載がなかったか疑問を持ち調査を行うことは、少なくとも直接の上長や課長以上の管理者においては容易であったといえる。したがって、検査成績書の作成に用いられる材料試験が行われていなかった事実を認識している事実のみからしても、少なくとも、検査成績書の作成にあたって過去の材料試験の結果が転用されているなどの不正行為を容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠り、十分な職責を全うしていなかった可能性が認められるといえることができる。

²⁷ 一部の上長及び管理者は、検査成績書の作成にあたって過去の材料試験の結果が転用されている等の問題を認識はしていたものの、かかる問題への対応策の作成・実行を他の者がしっかり行っていると認識していたと供述している。しかし、かかる認識を裏付け、かつ、正当化するような明確な証拠、すなわち、過去データの転用という過去の事実についてしかるべき対応を行ったうえでかかる状況が改善されたことを示す（あるいはそう信じるに足る）証拠は本調査では確認できなかったため、かかる供述の存在を踏まえても、不正行為が行われたことを認識しながら（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠り）、十分な職責を全うしていなかった可能性が認められるという認定は免れないと判断した。

²⁸ 具体的には、材料試験の結果、規格外の数値が出た場合に、当該数値を規格内の数値に改ざんし検査成績書に記入するというものであった。

方、甲Bから引き継がれたものではないと考えられる。

甲Qは、上記不正行為を行った動機として、品質保証課の人員数に比して、業務が過多であったこと、業務引継ぎが不十分で業務をこなす方法を自分で試行錯誤して考えなければならなかったことを挙げた。

2014年10月、甲Oが、品質保証課に参加し、材料試験に専念するようになって以降、材料試験の遅延には改善がみられた。もっとも、甲Oが品質保証課に参加した後も、上記の甲Qによる不正行為が引き続き継続していたことに鑑みれば、材料試験の遅延が完全に解消したわけではないと考えられる。

② 管理者の状況について

2014年1月以降も、品質保証課課員のライン上の上長である、乙F、乙G、甲I、甲D及び課長以上の管理者である甲H、甲G²⁹、甲M、甲P、乙E（厳密には品質技術部管掌の常勤顧問という地位についており、必ずしも課長以上ではない。）³⁰、甲K、甲L、甲C、甲N、甲Jが、検査成績書の作成にあたって過去の材料試験の結果が転用されていたことを認識しながら（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠り）、十分な職責を全うしていなかった可能性が認められることは、上記（4）のとおりである。

この点、一部の上長及び管理者は、検査成績書の作成にあたって過去の材料試験の結果が転用されている等の問題を認識はしていたものの、かかる問題については他の者が対応している、又は対応したと認識していたと供述している。しかし、かかる認識を裏付け、かつ、正当化するような明確な証跡、すなわち、過去データの転用という過去の事実についてしかるべき対応を行ったうえでかかる状況が改善されたことを示す（あるいはそう信じるに足る）証跡は本調査では確認できなかった。したがって、上記供述の存在を踏まえても、上記上長ないし管理者について、不正行為が行われたことを認識しながら（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠り）、十分な職責を全うしていなかった可能性が認められるという認定は免れないと考えられる。

また、2014年11月に、甲Rが、甲Dの後任として、品質保証課課長となった。甲Rは、過去の検査成績書の数値を転用する、あるいは、老化試験について過去の検査結果の変化率を用いて老化後の数値を逆算するという類型の本件過去データ転用行為、本件ブレンドゴム計算式使用行為という不正行為が行われていることを、品質保証課の課員である甲Fから聞くなどして認識していた。甲Rは、これらのうち本件ブレンドゴム計算式使用行為については甲Fだけでなく材料開発部門に妥当性を確認し妥当であるという回答を

²⁹ 乙Gは、2015年11月26日のヒアリングで、2014年1月以降、自らは乙F及び甲Gのいずれにもレポートする立場にあったと述べた。

³⁰ 乙Eは、品質技術部部長を甲Iに引き継いだ2014年1月以降も、品質技術部管掌の常勤顧問として、検査成績書の作成にあたって過去の材料試験の結果が転用されていた問題について、甲Cから報告を直接受けていたようである。

得たと供述したが、本件過去データ転用行為について何らかの対応策を講じたことは窺われなかった。したがって、甲Rについても、少なくとも本件過去データ転用行為については、早急に厳正な調査を実施し対策を取るべきであったにもかかわらず、行っておらず、不正行為が行われたことを認識しながら（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠り）、十分な職責を全うしていなかった可能性が認められる。

(6) 2015年7月頃以降

甲Qは、2015年7月以降も上記不正行為を続けていた。この中で、2015年8月20日、本件疑いについてC I社内で一報があった。かかる一報は、当社常勤顧問・当社テック生産本部兵庫事業所長・C I明石工場長の甲Nらを通じ、同月24日に当社コンプライアンスオフィサー・当社ダイバーテック事業本部副本部長の甲Yに報告がなされ、本件疑いが発覚することとなった。

その後、C Iは、2015年9月2日、当社に本件疑いを報告し、疑いが判明した製品の出荷を停止した。当社は、2015年9月28日に国土交通省並びに経済産業省に本件疑いの一報を行い、2015年10月5日には、国土交通省から、本件に関わる早急なる事実確認の報告等を骨子とする「指示事項」を文書で受領した。そして、当社は、2015年10月14日、本件疑いについて適時開示を行うとともに当社ホームページにおいても公表を行った。

4 本件の原因分析

以上をまとめると、

(1) 1995年末頃から2008年頃の期間については、甲Aが材料試験の実施を担当しているときに、当社では本件ブレンドゴム計算行為の不正行為が実施されていた。

(2) 2008年頃から2013年6月頃の期間については、甲Aが、本件過去データ転用行為、本件過去データ転用後修正行為、本件規格外時過去データ転用行為、本件ブレンドゴム計算式使用行為の不正行為を実施しており、当時の甲Aの上長である課長の甲C及び甲Dにおいて、これらの不正行為が行われたことを認識しながら（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠り）、十分な職責を全うしていなかった可能性が認められる。

(3) 2013年6月頃から2014年1月頃の期間については、甲Eが、本件過去データ転用行為、本件過去データ転用後修正行為、本件ブレンドゴム計算式使用行為の不正行為を実施していた。また、甲Fが、本件過去データ転用行為、本件過去データ転用後修正行為、本件ブレンドゴム計算式使用行為の不正行為を実施していた。これについて、少なくとも、品質保証課課員のライン上の上長である、当社ダイバーテック事業本部長の乙F、C I社長の甲G及び後任の乙G、C I品質技術部部長の乙E及び後任の甲I、品質保証課

課長の甲D、及び、課長以上の管理者である当社CSR統括センター長の甲H、CI営業本部長の甲M、CI技術・生産本部長兼当社兵庫事業所所長の甲P、CI開発技術部部長の甲K、CI製造部長代理（2014年1月からCI製造部長）の甲L、CI品質技術部担当課長（2014年1月から品質技術部部長代理）の甲C、当社技術統括センター長の甲N、当社技術統括センターテック品質保証部部長の甲Jは、職位、管掌範囲、認識の程度、上記問題への関与の程度などによって責任の軽重は異なるものの、材料試験結果が欠損し過去の材料試験の結果が検査成績書に転用されていたという不正行為が行われたことを認識しながら（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠り）、十分な職責を全うしていなかった可能性が認められ、このことは2014年1月以降も同様である。

（4）2014年1月頃から2015年8月頃の期間については、甲Qが、本件データ改ざん行為、本件過去データ転用行為、本件過去データ転用後修正行為、本件規格外時過去データ転用行為、本件ブレンドゴム計算式使用行為の不正行為を実施していた。これについて、当時の品質保証課である課長の甲Rは、これらの問題のうち少なくとも、本件過去データ転用行為、本件ブレンドゴム計算式使用行為について、品質保証課課員の甲Fから聞くなどして認識しており、早急に厳正な調査を行い対策を取るべきであったにもかかわらず、十分な対策を講じておらず、不正行為が行われたことを認識しながら（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠り）、職責を全うしていなかった可能性が認められる。

かかる行為が行われたあるいは対応が不十分となった原因を特定するには、今後も継続的な調査を要するが、少なくとも以下のような分析が可能である。

すなわち、材料試験の実施者・検査成績書の作成者は不正行為に及んだ動機として、主に、品質保証課の業務が過多であったこと、検査成績書作成依頼から完成すべき時期までの期間が短く、かかる期限について他部門からのプレッシャーがあったこと、業務引継ぎが不十分であったことなどを挙げている。これらと上記事実認定をふまえると、材料試験の実施者・検査成績書の作成者が、不正行為に及んでしまった主たる原因としては、①後に述べるように業務過多や上長による管理不足があったとはいえ、かくも長期間にわたり不正行為が継続されていたことに表れているように材料試験の実施者・検査成績書の作成者の規範意識が低かったこと、②とりわけ2008年以降、品質保証課の人員を削減したことに起因して、品質保証課の業務量に比して人員が不足して業務過多となり³¹、一方で上長らにおいて、増員などにより業務過多を迅速かつ有効に解消することもなかったため、材料試験の実施や検査成績書の作成業務に関し、人員を含むリソースが不足していたこと、③材料試験の実施及び検査成績書の作成に関し、実現可能な業務工程が設計されておらず、

³¹ 材料試験を実施するためには、材料試験実施者が生産指示書を確認し材料試験の対象となるゴムが生産されているかを確認したうえで、製造部に材料試験用のサンプルゴムを採取しに行くことが必要であること、老化前と老化後の変化をみるために、長時間を要する熱老化を行う必要があることから、相当な手間と時間が発生していた。

また、確たる社内マニュアル等が作成されておらず、各人が前任者や同僚から伝えられた方法や自ら考案した方法で業務を行っており、あるべき業務が明確化されていなかったこと、④材料試験の実施者・検査成績書の作成者の行動規範を醸成するための社内教育が不足していたことなどが挙げられる。

また、不正行為の実行者の上長、及び、課長以上の管理者については、これらの不正行為が行われたことを認識しながら（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠り）、十分な職責を全うしていなかった可能性が認められる。これらの者が、不正行為を早期に発見し根絶できなかつた主たる原因としては、①上長ないし管理者として、通常持つべき業務に対する責任感を欠いていたこと、②2013年から2014年にかけて、少なくとも品質保証課における材料試験の結果が過去に欠損していたことについて、相当上位の上長ないし管理者が把握していたにもかかわらず、結果として迅速かつ十分な対策が取られず、適切な原因究明も行われず、当社として不正行為を把握するに至らなかったことから、組織としての管理体制に不備があったこと、③上長ないし管理者においては、部下ないし同僚と必要なコミュニケーションを行い、上述の業務過多などの業務上の問題点を把握することが求められるところ、かかる部下ないし同僚とのコミュニケーションが不足していたこと、④検査成績書の承認者として、その内容を最終レビューする責任があり、あるいは、自ら管掌する業務について一定の技術的な知識を持ったうえで監督する責任があるにもかかわらず、上長ないし管理者において技術に対するあるべき知識が不足していたことなどが挙げられる。

以 上

別紙1：定義一覧

定義	内容
当社	東洋ゴム工業株式会社
C I	東洋ゴム化工品株式会社
明石工場	当社（2013年以降はC I）の明石工場
防振ゴム	一般産業用防振ゴム
検査成績書	C Iの明石工場で製造し、販売している防振ゴム製品の一部において、納入先に交付している製品及びその材料の検査結果を記載した成績書
本件疑い	検査成績書への不実記載が行われていたという疑い
本件依拠資料	別紙3記載の資料
本件報告	2015年8月20日における、本件疑いについてのC I社内での一報
本件ヒアリング対象者	別紙2記載の当社及びC Iの従業員・元従業員ら
本件ヒアリング	別紙2記載の本件ヒアリング対象者に対するヒアリング
品質保証課	明石工場の品質保証部品質保証課 （※）品質保証課は、2009年4月から2012年末までは品質保証部ではなく工場管理室に属していた。また、2013年1月から2014年5月までは、品質保証部ではなく品質技術部と呼称され、品質保証課は同部に属していた。
作成者	品質保証課の課員のうち検査成績書の作成を担当する者
審査者	品質保証課の課員のうち検査成績書の審査を担当する者
承認者	品質保証課の課員のうち検査成績書の承認を担当する者
材料試験	品質保証課において、検査成績書に試験結果を記載するために行われる、ゴム材料の物性試験
マンスリー検査	品質保証課において、特定の配合のゴムに対して、月一回実施される材料試験
ブレンドゴム	複数の配合のゴムをブレンドして製造するゴム
精練係	明石工場の製造部内において防振ゴムのゴム材料の

	<p>常態試験を実施している係</p> <p>(※) 当該係が所属していた課の名称は時期によって変更されている。また、「製造部」、「精錬係」という呼称自体も本調査対象時期を通じて用いられていたわけではなく、調査時に比較的近い時期にこれらの呼称が用いられていたため、分かりやすさの観点から本報告書を通じてこれらの呼称を用いている。</p>
埼玉工場	埼玉トヨーゴム株式会社の工場

別紙2：ヒアリング対象者一覧

1 社内メンバーによる第1次ヒアリング（ヒアリング順）

下記ヒアリングはすべて対面の方法で行われている。

対象者	ヒアリング日時
甲S	2015年9月11日9:10から9:40（30分）
甲O	2015年9月11日9:40から10:15（35分）
甲Q	2015年9月11日10:30から11:05（35分）
甲F	2015年9月11日11:05から11:35（30分）
甲T	2015年9月11日11:40から11:55（15分）
甲U	2015年9月11日12:55から13:30（35分）
甲I	2015年9月11日13:35から14:10（35分）
甲A	2015年9月11日14:10から14:40（30分）
甲B	2015年9月11日14:50から15:15（25分）
甲V	2015年9月11日15:20から15:30（10分）
甲D	2015年9月11日15:35から16:30（55分）
甲C	2015年9月18日16:00から17:20（80分）
甲E	2015年9月23日9:00から10:20（80分）
甲P	2015年10月2日14:50から15:05（15分）
甲A	2015年10月8日15:00から15:55（55分）
乙H	2015年10月9日10:00から11:20（80分）
甲R	2015年10月9日11:30から12:00（30分）
乙E	2015年10月10日11:00から11:40（40分）
甲W	2015年10月16日9:25から10:00（35分）
甲X	2015年10月16日14:10から15:00（50分）
甲G	2015年10月18日11:00から11:30（30分）

2 外部法律事務所所属弁護士を含めた第2次ヒアリング（ヒアリング順）

下表のヒアリングの方法は、「(電話)」との記載があるものは電話会議の方式で行われ、その他のヒアリングは対面で行われている。

対象者	ヒアリング日時
甲A	2015年10月27日 10:00 から 12:45 (165分)
甲T	2015年10月27日 13:40 から 14:15 (35分)
甲O	2015年10月27日 15:10 から 16:20 (70分)
甲Q	2015年10月27日 16:30 から 17:45 (75分)
甲D	2015年10月27日 18:05 から 19:30 (85分)
甲I	2015年10月27日 19:30 から 20:30 (60分)
甲F	2015年10月28日 9:30 から 11:00 (90分)
甲S	2015年10月28日 11:05 から 12:00 (55分)
甲O	2015年10月28日 12:10 から 12:20 (10分)
甲B	2015年10月28日 12:40 から 14:10 (90分)
甲U	2015年10月28日 14:10 から 15:10 (60分)
甲V	2015年10月28日 15:10 から 15:40 (30分)
乙H	2015年10月28日 15:40 から 17:25 (105分)
甲Q	2015年10月28日 17:25 から 17:40 (15分)
甲A	2015年10月28日 17:40 から 18:20 (40分)
甲R	2015年10月28日 18:20 から 19:50 (90分)
乙E	(電話) 2015年10月29日 18:00 から 19:30 (90分) *聴取終了後、乙Dより架電あり (21:00 から 21:15)
甲E	2015年10月30日 17:00 から 18:40 (100分)
甲C	2015年11月2日 13:00 から 14:40 (100分)
乙C	2015年11月2日 14:50 から 16:30 (100分)
甲G	(電話) 2015年11月2日 17:30 から 18:15 (45分)
甲P	(電話) 2015年11月6日 13:00 から 14:20 (80分)
乙F	(電話) 2015年11月6日 14:30 から 15:50 (80分)
甲J	(電話) 2015年11月11日 11:00 から 11:50 (50分)
乙I	(電話) 2015年11月11日 12:40 から 13:40 (60分)
乙J	(電話) 2015年11月11日 18:00 から 18:55 (55分)
甲K	2015年11月12日 11:00 から 11:50 (50分)
甲L	(電話) 2015年11月12日 12:45 から 13:40 (55分)
甲H	2015年11月12日 13:45 から 14:35 (50分)

乙D	(電話) 2015年11月12日 15:00 から 16:10 (70分)
乙E	2015年11月15日 13:00 から 15:00 (120分)
乙K	(電話) 2015年11月15日 15:05 から 16:05 (60分)
甲J	(電話) 2015年11月16日 10:00 から 11:40 (100分)
甲G	(電話) 2015年11月16日 15:00 から 16:00 (60分)
甲C	2015年11月16日 16:15 から 18:35 (140分)
乙F	(電話) 2015年11月17日 9:00 から 9:50 (50分)
甲P	(電話) 2015年11月17日 10:10 から 11:10 (60分)
甲I	(電話) 2015年11月17日 11:20 から 11:50 (30分)
甲D	(電話) 2015年11月17日 17:00 から 18:00 (60分)
甲M	(電話) 2015年11月17日 18:20 から 19:40 (80分)
甲F	2015年11月18日 14:35 から 14:50 (15分)
甲N	(電話) 2015年11月25日 17:30 から 18:00 (30分)
乙G	(電話) 2015年11月26日 9:15 から 10:10 (55分)
甲A	(電話) 2015年12月18日 8:30 から 8:50 (20分)
甲E	(電話) 2015年12月18日 8:55 から 9:15 (20分)

別紙3：依拠資料一覧

- ・当社が2015年9月11日から2015年10月18日までに実施した当社及びC Iの従業員及び元従業員に対するヒアリング（社内メンバーによる第1次ヒアリング）をもとに作成した面談記録
- ・本件ヒアリング対象者らに関する当社及びC Iにおける職種歴・異動歴
- ・検査成績書のサンプル
- ・船舶安全法に基づく予備審査申請書、手数料納付書、予備検査申込書、予備検査臨検簿のサンプル
- ・材料試験の試験結果データのサンプル
- ・兵庫事業所（2006－2012）、C Iの組織図（2013－2015）
- ・品質保証関連部署在籍履歴人員一覧（2006－2015）
- ・甲Jが任意に提供したメールデータ

別紙4：調査対象メール

1. 調査の目的

2013年12月頃に、当社又はC Iの役職員が、検査成績書の作成にあたって過去の材料試験の結果が転用されていたことを認識していた（あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠っていた）か否か、その後の対応策の適否等を調査する目的。

2. 調査の対象となった者及びデータの範囲（注）

対象者	甲C	乙E	甲I	甲G	乙G	乙F
メールデータの保存媒体	デスクトップパソコン1台	ノートパソコン1台	デスクトップパソコン1台	デスクトップパソコン1台	①デスクトップパソコン2台 ②ノートパソコン1台	①ノートパソコン1台 ②仮想デスクトップのサーバー
保存媒体の所在地	C I 中部支店（名古屋）	C I 東京本社	C I 明石工場	当社大阪本社	①C I 大阪支店（堂島）及び当社大阪本社 ②C I 東京本社	当社大阪本社
保存されていたメールデータの時期・通数	【時期】 2008年頃～2015年頃 【保存通数】 約1500通	【時期】 2011年頃～2013年頃 【保存通数】 約20通	【時期】 2009年頃～2015年頃 【保存通数】 約5000通	【時期】 2003年頃～2015年頃 【保存通数】 約35000通	【時期】 2003年頃～2015年頃 【保存通数】 約35000通	【時期】 2000年頃～2015年頃 【保存通数】 約25000通

（注）当社及びC Iにおいて使用しているメールシステムについては保存可能なメールの容量が一定量に制限されていること等から随時消去されることが想定されていること、今回の調査においては消去されたデータを特殊な技術を用いて復活させる等の手法は用いていないこと、調査対象者には調査時点において退職や転勤により当該パソコンないしメールシステムをすでに使用しておらず、調査時点以前に一定のデータ消去が行われていたと考えられることなどから、調査対象者が使用していたパソコン及びメールのすべてを調査

対象とすることができたわけではない。とりわけ、乙E及び甲Cについては、メール通数からして、すべてのメールデータのごく一部のみの調査しかできていないと考えられる。また、これらのメールデータに対する調査期間が短期間であり、システム上の要請から一部のメールデータについてキーワード検索ができなかったことなどから、調査対象とすることができた保存されていたデータについても、すべてのメールを精読し網羅的な調査を行うことができたわけではなく、上記目的で、2013年12月頃のメールを中心に、送信者名、使用者が作成したフォルダ名などを手掛かりに重要と見込まれた範囲に力点を置いて調査を行ったものである。

別紙5：各人の所属・役職一覧

本報告書に登場する人物の当時の所属・役職は以下のとおりである。なお、本文に登場せず、ヒアリング対象者、ヒアリング候補者としてのみあがっている者の所属・役職については主にヒアリングした時期の所属・役職を記載している。また、一部の者は20年近く前の人事データがすべて残っていないことにより、ヒアリング内容等から推測している場合がある。

甲A	C I 品質保証課課員
甲B	C I 品質保証課課員
甲C	当社品質保証課課長（2011年7月から他部署となり、2013年9月からC I 品質技術部担当課長、2014年1月からC I 品質技術部部長代理）
甲D	C I 品質保証課課長
甲E	C I 品質保証課課員（2013年9月から他部署に移動するも2013年12月から品質保証課の応援要因となる）
甲F	C I 品質保証課課員
甲G	C I 社長（2014年1月から、ダイバーテック事業本部化工品ビジネスユニット長）
甲H	当社CSR統括センター長
甲I	C I 品質技術部部長（途中から品質保証部部長に改称）
甲J	当社技術統括センターテック品質保証部部長
甲K	C I 開発技術部部長
甲L	C I 製造部長代理（2014年1月からC I 製造部長）
甲M	C I 営業本部長
甲N	当社技術統括センター長（のちに当社常勤顧問・当社テック生産兵庫事業所長・C I 明石場長）
甲O	C I 品質保証課課員
甲P	C I 技術・生産本部長兼当社兵庫事業所所長（2014年4月からC I 営業本部長）
甲Q	C I 品質保証課課員
甲R	C I 品質保証課課長
甲S	C I 品質保証課課員
甲T	C I 品質保証課課員
甲U	C I 品質保証課課員
甲V	C I 品質保証課課員

甲W	当社免震ゴム対策統括本部（元C I 製造課係長）
甲X	当社免震ゴム対策統括本部（元当社兵庫事業所生産課課長）
甲Y	当社コンプライアンスオフィサー・ダイバーテック事業本部副本部長
乙A	C I 品質保証課課員
乙B	C I 品質保証課課員
乙C	当社兵庫事業所品質保証課課員
乙D	当社兵庫事業所品質保証課課長
乙E	C I 品質技術部部長（2014年1月から品質技術部管掌の常勤顧問）
乙F	当社ダイバーテック事業本部長
乙G	C I 社長
乙H	当社兵庫事業所品質保証課課員
乙I	C I 品質保証課課員
乙J	当社兵庫事業所品質保証課課員
乙K	当社兵庫事業所品質保証課課員（後に同課長）
乙L	当社兵庫事業所品質保証課課員
乙M	当社兵庫事業所品質保証課課員
乙N	C I 品質保証課課員